

大阪市公告第11号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

令和7年2月7日

大阪市長 横山英幸

1 担当

大阪市契約管財局契約部制度課（総務グループ）

〒541-0053 大阪府中央区本町1-4-5 大阪産業創造館9階

電話 06-6484-7031

2 入札に付すべき事項

(1) 売払物品、予定数量及び引取期間

売払物品	予定数量	引取日
廃棄簿冊（古紙）	約9,000kg	令和7年3月23日（日）までの土曜日、日曜日または祝日の日のいずれか1日間

※廃棄簿冊には、パイプファイル・バインダー等のファイル類、クリップ、紐等を含む。

※数量は予定数量であり、本市の都合により増減する。

(2) 引取場所

大阪府中央区本町1-4-5 大阪産業創造館11階

3 入札参加資格

(1) 令和4・5・6年度「物品売払入札参加承認証」の交付を受けていること

交付を受けていない場合は、承認証の交付手続きを契約管財局契約部契約課委託・物品契約グループで行うこと。ただし、令和7年2月26日（水）までに「物品売払入札参加承認証」の交付を受けていない場合は、入札に参加することができない。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること

- (3) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (5) 大阪府の廃棄物再生事業者登録（事業の内容に「古紙の再生」が含まれていること）を行っていること

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、入札参加申請書の受付場所及び当該入札に関する問い合わせ先

上記 1 に同じ

- (2) 入札説明書等の交付方法

公告の日から令和 7 年 2 月 26 日（水）までの本市休日を除く、午前 9 時から午後 5 時 30 分まで（午後 0 時 15 分から午後 1 時までを除く。）上記 1 において交付する。

なお、大阪市ホームページ（契約管財局 不用品売払入札案件）からダウンロードも可

https://www.city.osaka.lg.jp/templates/fubaraihin_nyusatsuanken/14-Curr.html)

- (3) 入札参加申請書の受付期間

公告の日から令和 7 年 2 月 26 日（水）までの本市休日を除く、午前 9 時から午後 5 時 30 分まで（午後 0 時 15 分から午後 1 時までを除く。）

5 入札参加資格の審査等

4 の入札参加申請書の受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して入札書（物品買受申込書）を交付する。

6 入札保証金等

- (1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

落札者は契約単価に予定数量を乗じた金額の 100 分の 10 以上を納付すること

※落札者は入札日の翌開庁日の午後 5 時までに契約保証金を納付したことを証する書類を提出すること。契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。

7 契約条項を示す場所

大阪市ホームページの「産業・ビジネス」→「公売・市有財産の売払・貸付・使用許可」→「不用品売払入札」→「不用品売払入札案件」に掲載

(https://www.city.osaka.lg.jp/templates/fubaraihin_nyusatsuanken/14-Curr.html)

8 入札執行日時及び場所

令和 7 年 2 月 28 日（金） 午前 10 時

大阪府中央区本町 1-4-5 大阪産業創造館 11 階

大阪市契約管財局入札室

9 入札の方法

(1) 物品買受申込書に記載する金額は、売払物品 1 kg あたりの単価に記載すること。また、取引に係る消費税及び地方消費税分を含むものとする。

(2) 再度入札は 1 回限りとする。結果発表後再入札書を交付するので、個人は本人、法人は代表者、又はそれぞれの委任状を提出し、確認を受けた代理人が記名押印し速やかに投函すること

10 落札者の決定方法

予定価格以上で、最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とし、落札者となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちにくじによって決定する。

11 入札の無効

- (1) 大阪市契約規則第 28 条第 1 項各号のいずれかに該当する入札
- (2) 開札後落札決定までに、入札参加申請者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

12 その他

- (1) 詳細は入札説明書による。
- (2) 本契約は単価契約とする。
- (3) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

- (4) 落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市契約規則第 28 条第 1 項第 10 号に該当するとして、その者に係る入札は無効とする。

(契約管財局契約部制度課)